

国産チーズ競争力強化支援対策事業
(チーズ工房等における国内長期研修事業)

－ Q & A －

問1：研修先は、研修を希望する者が自分で見つけなければいけないのか？

答：原則としては、自ら探すこととしていますが、どこに研修先があるかわからない場合などは、中央酪農会議に相談いただく事が可能です。

問2：応募資格は「国内で、製造・販売を行っているチーズ工房の製造技術者等」とあるが、現在はチーズを製造しておらず、将来的にチーズを製造したい者の応募は可能か？

答：応募は可能です。ただし、選考委員会では事業効果を勘案し、すでにチーズ工房等でチーズを製造している方、これからチーズ工房等においてチーズ製造に従事されることが確実な方を優先的に選考いたしますので、ご了承ください。

問3：研修は、最低、週何日、1日当たり何時間の研修を受けなければいけないなどの基準はあるのか？

答：基準は設けていませんが、基本的には週5日以上、毎日一定時間の研修を受けることを想定しています。

なお、研修期間中の研修日程・内容（予定）は、参加申込書に記載いただくこととなっており、補助事業対象の適否を選定する際の審査項目になっていることにご留意ください。

問4：毎日、工房での仕事を手伝うことで研修を受けたことになるのか？

答：工房側は、業務としてのチーズの製造・販売を行うなかでの受け入れとなり、製造等の日常業務を行いながらの指導等になるかと思いますが、例えば、毎日、包装作業のみ行うなど、研修という名の労働とならないよう、研修先と事前によく相談の上、研修計画を作成してください。

また、研修を受け入れる工房におかれましては、研修生が成果を実感できるように研修生としっかりと話し合い、研修計画を立てていただきますようお願いいたします。

問5：研修生は、工房（研修先）から賃金を受け取っても良いのか？

答：研修時間外に研修先の業務に従事して得た対価（賃金等）は、受け取っても構いません。賃金の額は、研修生が工房（研修先）に支払う研修費が補助金の対象となっていることに留意して時間や賃金を設定していただきますよう、よろしくお願いします。

問6：自チーズ工房と研修先との往復交通費が補助対象となるが、経路や交通手段は研修者が自由に決めてよいのか？

答：研修先への経路や交通手段は、参加申込に係る事前照会にて確認をいたします。一般的、かつ経済的な交通手段、経路でない場合は、変更をお願いすることがあります。

問7：宿泊費は、研修を実施した日のみ補助対象になるのか？

答：研修途中の休日など、研修の実施・継続に必要な宿泊費も補助対象となりますが、研修日の間隔が開いている場合や週当たりの研修実施日が少ない場合などは、研修期間中の宿泊費の一部が補助対象とならないことがあります。

なお、1泊当たりの上限額は11,000円（税込）です。

問8：研修期間中、賃貸アパートなどを借りる場合、敷金、礼金、仲介手数料は、補助対象となるのか？

答：なりません。家賃、共益費、管理費が補助対象となります。それ以外のガス代、水道代、電気代等は補助対象となりません。

問9：研修期間や研修先工房等までの移動経路等、研修内容に変更が生じた場合は、どのようにすればよいのか？

答：研修期間や研修先工房等までの移動経路等、研修内容に何らかの変更が生じた場合は、直ちに中央酪農会議に連絡してください。中央酪農会議への連絡と、その了承を得ずに研修内容を変更した場合、研修費等の全部又は一部が補助対象とならない場合があります。

問 10：研修を途中で中止した場合は？

答：以下に該当する場合は、補助金の全部又は一部を交付しません。なお、研修を中止せざるを得ない状況になりそうな時は、事前に中央酪農会議にご相談ください。

- (1) 著しく研修実施計画とは異なる研修が行われていると認められる場合
- (2) 著しく研修の効果が認められない場合
- (3) 研修生の都合により研修を中止した場合（天災その他やむを得ない事情により研修の継続が不可能となった場合、又は研修先の責めに帰すべき理由による場合を除く）
- (4) 農林水産省、農畜産業振興機構、中央酪農会議が定める要件等に違反したとき
- (5) 虚偽の申請や報告等、本事業に関する不正が認められた時
- (6) 中央酪農会議が定める期日までに本事業の実施上必要な書類が提出されない場合